資料２－２

財政上の措置を規定している本市の条例

条　　例　　名	公布年月日	条　　文	規　定　ぶ　り
さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例	H16.3.26	(財政上の措置) 第11条　市は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	講ずるよう努めるものとする
さいたま市文化芸術都市創造条例	H23.12.9	(財政上の措置) 第9条　市は、文化芸術都市の創造に関する施策の実施のため、必要な財政上の措置を講じるものとする。	講じるものとする
さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例	H24.5.2	(財政上の措置) 第6条　市は、自治会等の振興その他の地域社会の活性化の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。	講じるよう努めなければならない
さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例	H24.12.27	(財政上の措置等) 第9条　市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。	講ずるものとする
さいたま市都市農業の振興に関する条例	H24.12.27	(財政上の措置) 第20条　市は、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。	講じるよう努めなければならない
さいたま市がん対策の総合的かつ計画的な推進に関する条例	H26.6.20	(財政上の措置) 第14条　市は、がん対策に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。	講ずるよう努めなければならない
さいたま市いじめ防止対策推進条例	H26.7.9	(市の責務) 第3条　略 6　市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。	講じるよう努めるものとする
さいたま市自転車のまちづくり推進条例	H30.7.6	(財政上の措置) 第26条　市は、自転車のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。	講じるよう努めなければならない
さいたま市ケアラー支援条例	R4.7.1	(財政上の措置) 第12条　市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。	講じるよう努めるものとする
さいたま市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援等に関する条例	R6.2.15	(財政上の措置) 第13条　市は、誹謗中傷等の防止及び被害者の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。	講じるよう努めるものとする